

# 第3次 枚方市食育推進計画（案）の概要

## 1. 計画策定の背景

食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）

- <国の動き> 平成 18 年 3 月 食育推進基本計画  
平成 23 年 3 月 第 2 次食育推進基本計画  
平成 28 年 3 月 第 3 次食育推進基本計画
- <府の動き> 平成 19 年 3 月 大阪府食育推進計画  
平成 24 年 3 月 第 2 次大阪府食育推進計画  
平成 30 年 3 月 第 3 次大阪府食育推進計画（予定）

食育とは、食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされている。

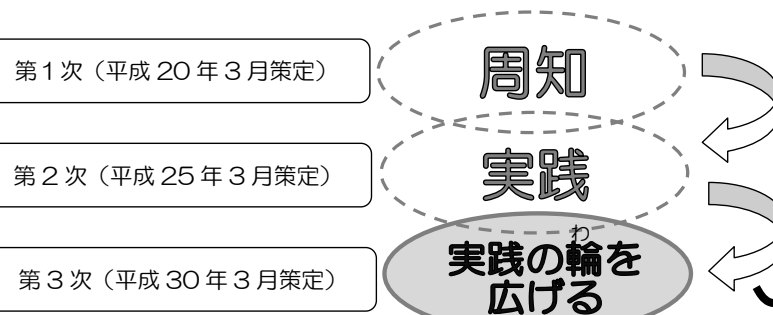
国の第 2 次基本計画では、主に「実践」に重点がおかれていたが、第 3 次基本計画では、個人が健全な食生活を送るように意識し実践するだけでなく、生産から食卓までの食べ物の循環や生涯にわたる食の営みにも改めて目を向け、関係者が多様に連携・協働して、これまでの個々の取り組みである「実践」の環をつなぎ、一層広げていくことが大切とされている。

## 2. 計画の変遷

枚方市食育推進計画の基本理念として、第 1 次計画では、子どもから大人まで、一人ひとりが「食」に関する正しい知識と「食」を選択する判断力を身に付けること、また、「食」を大切にすることを伝えること等、主に『周知』に重点を置いていましたが、第 2 次計画では、「生涯にわたり健全な食生活を実践する」、「ネットワークを築きながら市民運動としての食育の推進に取り組む」とあるように、『周知』の次の段階として『実践』に重点を置いていた。

第 3 次計画では、第 2 次計画での評価と課題を踏まえ、食に関する課題の多い「若い世代を中心とした食育の推進」や、生活習慣病予防の観点を含む「健康寿命の延伸による食育の推進」を基本方針に掲げるとともに、コミュニケーションを図りながら食の知識やマナーの享受が期待できる「共食」や、食の循環を理解することで自らの食が自然の恩恵に成り立っていることを認識し、食べ物に対する感謝の念を育むことにつながる「農業体験」を新たに加えるなど、『実践の環（わ）を広げる』ことに重点を置いた計画としている。

枚方市食育推進計画



## 3. 第 3 次計画の特長

第 3 次計画の特長は、次のとおり基本方針と指標を設定したことです。

<基本方針>

若い世代を中心とした食育の推進  
健康寿命の延伸につながる食育の推進

第 2 次計画の評価と課題を踏まえ、若い世代に対する食育推進を強化すること、また、食育の観点から市民の健やかで心豊かな生活の実現を目指すことから、新たに基本方針に掲げる。

<指 標>

⑦小学校給食での米飯率の向上

米を主食に一汁三菜を基本とする栄養バランスに優れた日本型食生活の啓発、米を主食とした食習慣の形成や伝統的な食文化への理解を深めることを目的に、指標として新たに設定する。

⑩ゆっくりよく噛んで食べる人の増加

「健康寿命の延伸」の観点から、肥満につながる早食いなど、噛み方や食べる早さに着目し、生活習慣病予防を目的とした指標とする。

⑪食育に関する基礎知識を有する人の増加

第 2 次計画から継続して実施する、独自に作成した食に関する問題集「ひらかた食育 Q & A」について、対象者を幼児から高齢者まで拡充するとともに、各ライフステージに応じた内容に改定・配布することで、指標の達成を目指す。

⑬1日のうち2回以上、家族・友人・職場・地域等、誰かと一緒に食べる人の増加

「共食」は、食事の楽しさやおいしさを実感できるとともに、食事のマナーや食に関する知識を習得する機会となることから、新たに指標を設定し、啓発等の取り組みを推進する。

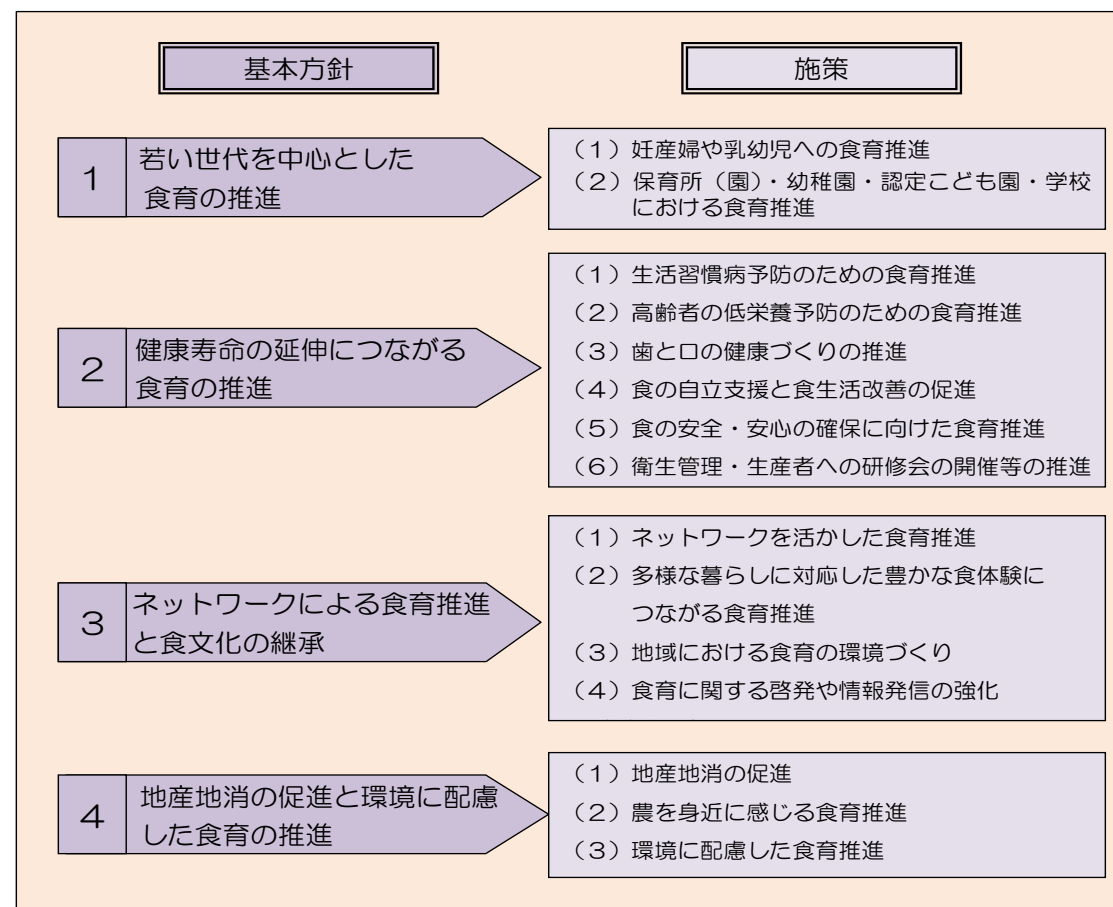
## 4. 計画の体系

基本理念

子どもから高齢者まで、一人ひとりが「食」に関する正しい知識と「食」を選択する判断力を身につけ、生涯にわたり健康寿命の延伸につながる健全な食生活を実践するとともに、家庭、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、地域、生産者等が相互に連携し、ネットワークを築きながら市民運動としての食育の推進に取り組む。

基本目標

- 子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進
- 市民の健全な食生活を実践する力を育む
- 家庭・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・地域・生産者等の相互連携による食育の推進



## 5. 基本目標について

基本目標 1 子どもから高齢者まで 生涯を通じた食育の推進

「食」は、私たちの命の源であるとともに、食事の機会を通じて人と人の絆を育み、健全な心身の維持に重要な役割を担うものである。しかし、乳幼児期・児童生徒期の朝食の欠食、青年期のライフスタイルの乱れ、壮年期の生活習慣病、高齢期の低栄養等、各ライフステージによって様々な食に関する課題が生じている。

食育は生涯にわたって実践されるべきものであり、各ライフステージの特徴や課題に応じた生涯を通じた食育の推進に取り組んでいくことが必要であることから、それぞれの年代で課題や達成すべき目標が異なることを認識した上で、第 3 次計画においても第 2 次計画と同様にライフステージを設定し、各ライフステージにおけるめざす姿を定める。

基本目標 2 市民の健全な食生活を実践する力を育む

豊かな人間性と健康な体を育むためには、健全な食生活の実践が不可欠である。しかしながら、生涯においての基礎となる生活習慣を形成する時期である子どもの頃や、自身の意思で食を選択し、自己管理をしていく時期である青年期の朝食の欠食は依然として見受けられる。また、男女を問わず、年齢を重ねるとともに健康問題が深刻になる傾向にあることから、市民の健全な食生活を実践する力を育むことで、これらの課題を改善していく必要がある。

あわせて、第 1 次計画及び第 2 次計画で定めた「食で培う 7 つの力（食べものを選ぶ力・料理を楽しむ力・味がわかる力・食べ物を大切にできる力・健康な体をつくる力・食を学び伝える力・歯を大切にできる力）」を引き続き推進することで、市民の健全な食生活を実践する力を育む。

基本目標 3 家庭・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・地域・生産者等の相互連携による食育の推進

近年、経済発展等によりいつでもどこでも食べ物を手に入れることができる「飽食の時代」を迎え、また、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加、ライフスタイルの多様化等、食や家庭を取り巻く社会環境は著しく変化を続けている。

一人ひとりの食生活における食育の推進は、個人や家庭の担う役割が大きい一方で、社会環境の変化をはじめとする様々な要因から、個人や家庭の努力だけでは実現が困難な状況である。

こうした状況から、家庭はもちろんのこと、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・地域等の食育の関係機関・団体が相互に連携・協働を図り、築いたネットワークを生かしながら、それぞれの立場・役割を認識した上で一体となって取り組むことで、より効果的・重層的な食育の推進につなげる。

※ 現状値 → 目標値

6. 指標の設定について

3つの基本目標をふまえ、4つの基本方針ごとに指標及び目標値を次のとおり設定し、食育推進に取り組む。

指標  
包括

- ①食育に関心のある人の増加 77.0% ⇒ 90%
- ②食育活動を実践している人の増加 68.6% ⇒ 80%



1 若い世代を中心とした食育の推進

- ③-1 欠食のある幼児の減少 0.4% ⇒ 0%
- ③-2 朝食を欠食している小中学生・高校生の減少
  - 小学6年生 5.9% ⇒ 0%
  - 中学3年生 7.9% ⇒ 0%
  - 高校生 6.6% ⇒ 0%
- ③-3 朝食を欠食している大学生・専門学校生の減少
  - 男 15.5% ⇒ 10%
  - 女 5.8% ⇒ 5%
- ④1日のうちに2食以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている若い世代の増加 (20歳代・30歳代) **新規** 49.3% ⇒ 60%
- ⑤調理・菜園活動など、体験型食育活動を行っている保育所(園)・幼稚園・認定こども園の増加 **変更** 56.3% ⇒ 70%
- ⑥保護者に対して食育の取り組みを行っている保育所(園)・幼稚園・認定こども園の増加 **変更** 82.7% ⇒ 100%
- ⑦小学校給食の米飯率の向上 **新規** 週3回 ⇒ 週4回



2 健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ⑧1日のうちに2食以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている人の増加 (生活習慣病予防) **変更** 59.8% ⇒ 70%
- ⑨生活習慣病や予防のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の増加 **新規** 63.1% ⇒ 75%
- ⑩ゆっくりよく噛んで食べる人の増加 **変更** 46.8% ⇒ 55%
- ⑪食育に関する基礎知識を有する人の増加 一人 ⇒ 12,000人/年
- ⑫食の安全性に関する正しい知識を持ち、実践している人の増加 22.3% ⇒ 65%



3 ネットワークによる食育推進と食文化の継承

- ⑬1日のうち2回以上、家族・友人・職場・地域等、誰かと一緒に食べる人の増加 **新規** 54.6% ⇒ 65%
- ⑭地域人材等を活用した食育活動を行っている小中学校の増加 59.7% ⇒ 70%
- ⑮食育推進に関わるボランティアを養成した人数の増加 **変更** 一人 ⇒ 450人
- ⑯1日のうちに2食以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている人の増加 (日本型食生活の継承) **変更** 59.8% ⇒ 70%

4 地産地消の促進と環境に配慮した食育の推進

- ⑰小学校給食での枚方産農産物と府内産農産物の使用率の増加 33.1% ⇒ 38%
- ⑱地元農産物直販会の開催数の増加 829回/年 ⇒ 850回/年
- ⑲食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の増加 **変更** 77.3% ⇒ 85%
- ⑳農業体験に参加する人の増加 **新規** 4,814人/年 ⇒ 5,500人/年



# 第3次枚方市食育推進計画 (案)

概要版



■本計画策定の趣旨■

本市では、平成20年3月に、食育基本法第18条に基づく市町村計画として「枚方市食育推進計画」を、平成25年3月にその後継計画として「第2次枚方市食育推進計画」を策定し、関係機関・団体と連携しながら食育の推進に取り組んできたが、第2次計画が、平成30年3月末をもって計画期間が満了となることに伴い、「第3次枚方市食育推進計画(計画期間平成30年度から平成35年度)」を策定するもの。

枚方市